

燕市介護保険運営協議会（第5回）次第

令和6年2月8日（木）午後1時30分～
燕市役所 つばめホール

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

(1) パブリックコメントの実施結果について

(資料1)

(2) 第9期介護保険事業計画（案）について

(資料2-1、2-2)

(3) 令和6年度介護保険事業特別会計予算（案）について

(資料3-1、3-2)

(4) 地域包括支援センター事業方針及び各種スケジュールについて

(資料4-1、4-2)

(5) 燕市介護保険条例の一部改正について

(資料5-1～5-3)

(6) その他

(資料6-1～6-4)

4. 閉 会

パブリックコメントの実施結果について

(1) 意見の募集期間

令和5年12月6日（水）から令和5年12月26日（火）まで

(2) 意見の提出

寄せられたご意見はありませんでした。

令和6年度 燕市介護保険事業特別会計当初予算(案)概要版

(単位:千円)

歳 入								歳 出									
款	項	目	令和5年度		令和6年度		比較		款	項	目	令和5年度		令和6年度		比較	
			予算額	構成比	予算額(案)	構成比	増減額	増減率				予算額	構成比	予算額(案)	構成比	増減額	増減率
01	保険料		1,826,535	20.1	1,832,705	21.5	6,170	0.3	01	総務費		161,554	1.7	174,932	2.0	13,378	8.3
	01	介護保険料	1,826,535	20.1	1,832,705	21.5	6,170	0.3		01	総務管理費	100,114	1.1	109,311	1.3	9,197	9.2
		01 第1号被保険者保険料	1,826,535	20.1	1,832,705	21.5	6,170	0.3			01 一般管理費	100,114	1.1	109,311	1.3	9,197	9.2
02	分担金及び負担金		1,495	0.0	1,694	0.0	199	13.3	02	徴収費		4,237	0.0	4,339	0.1	102	2.4
	01	負担金	1,495	0.0	1,694	0.0	199	13.3		01	賦課徴収費	4,237	0.0	4,339	0.1	102	2.4
		01 認定審査会共同設置負担金	1,495	0.0	1,694	0.0	199	13.3	03	介護認定審査会費		55,545	0.6	57,375	0.6	1,830	3.3
03	使用料及び手数料		200	0.0	170	0.0	▲30	▲15.0		01	介護認定審査会共同事務費	11,762	0.1	11,736	0.1	▲26	▲0.2
	01	手数料	200	0.0	170	0.0	▲30	▲15.0		02	認定調査等費	43,783	0.5	45,639	0.5	1,856	4.2
		01 督促手数料	200	0.0	170	0.0	▲30	▲15.0	04	運営協議会費		505	0.0	296	0.0	▲209	▲41.4
04	国庫支出金		2,055,801	22.5	1,935,270	22.6	▲120,531	▲5.9		01	運営協議会費	505	0.0	296	0.0	▲209	▲41.4
	01	国庫負担金	1,516,893	16.6	1,414,506	16.5	▲102,387	▲6.7	05	介護人材確保育成事業費		1,153	0.0	3,611	0.0	2,458	213.2
		01 介護給付費負担金	1,516,893	16.6	1,414,506	16.5	▲102,387	▲6.7		01	介護人材確保育成事業費	1,153	0.0	3,611	0.0	2,458	213.2
	02	国庫補助金	538,908	5.9	520,764	6.1	▲18,144	▲3.4	02	保険給付費		8,530,799	93.8	7,971,216	92.9	▲559,583	▲6.6
		01 調整交付金	383,889	4.2	358,709	4.2	▲25,180	▲6.6		01	介護サービス等諸費	7,928,154	87.1	7,350,385	85.6	▲577,769	▲7.3
		02 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	47,688	0.5	48,082	0.6	394	0.8			01 居宅介護サービス給付費	2,503,455	27.5	2,316,145	27.0	▲187,310	▲7.5
		03 地域支援事業交付金(包括の支援・任意事業)	79,927	0.9	86,571	1.0	6,644	8.3			02 特例居宅介護サービス給付費	100	0.0	100	0.0	0	0.0
		04 保険者機能強化推進交付金	12,013	0.1	8,487	0.1	▲3,526	▲29.4			03 地域密着型介護サービス給付費	1,672,927	18.4	1,556,776	18.1	▲116,151	▲6.9
		05 介護保険保険者努力支援交付金	15,091	0.2	16,638	0.2	1,547	10.3			04 特例地域密着型介護サービス給付費	100	0.0	100	0.0	0	0.0
		06 介護保険事業費補助金	300	0.0	2,277	0.0	1,977	659.0			05 施設介護サービス給付費	3,396,596	37.3	3,147,664	36.7	▲248,932	▲7.3
05	支払基金交付金		2,354,818	25.9	2,204,155	25.7	▲150,663	▲6.4			06 特例施設介護サービス給付費	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	01	支払基金交付金	2,354,818	25.9	2,204,155	25.7	▲150,663	▲6.4			07 居宅介護福祉用具購入費	8,338	0.1	9,596	0.1	1,258	15.1
		01 介護給付費交付金	2,303,318	25.3	2,152,230	25.1	▲151,088	▲6.6			08 居宅介護住宅改修費	17,733	0.2	15,361	0.2	▲2,372	▲13.4
		02 地域支援事業支援交付金	51,500	0.6	51,925	0.6	425	0.8			09 居宅介護サービス計画給付費	328,705	3.6	304,443	3.5	▲24,262	▲7.4
06	県支出金		1,319,412	14.5	1,243,458	14.5	▲75,954	▲5.8			10 特例居宅介護サービス計画給付費	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	01	県負担金	1,255,621	13.8	1,176,146	13.7	▲79,475	▲6.3		02	介護予防サービス等諸費	147,833	1.7	149,124	1.8	1,291	0.9
		01 介護給付費負担金	1,255,621	13.8	1,176,146	13.7	▲79,475	▲6.3			01 介護予防サービス給付費	87,095	1.0	91,210	1.1	4,115	4.7
	02	県補助金	63,791	0.7	67,312	0.8	3,521	5.5			02 特例介護予防サービス給付費	100	0.0	100	0.0	0	0.0
		01 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	23,841	0.3	24,036	0.3	195	0.8			03 地域密着型介護予防サービス給付費	22,422	0.3	23,063	0.3	641	2.9
		02 地域支援事業交付金(包括の支援・任意事業)	39,950	0.4	43,276	0.5	3,326	8.3			04 特例地域密着型介護予防サービス給付費	50	0.0	50	0.0	0	0.0
07	財産収入		9	0.0	11	0.0	2	22.2			05 介護予防福祉用具購入費	2,255	0.0	2,957	0.0	702	31.1
	01	財産運用収入	9	0.0	11	0.0	2	22.2			06 介護予防住宅改修費	9,041	0.1	6,745	0.1	▲2,296	▲25.4
		01 利子及び配当金	9	0.0	11	0.0	2	22.2			07 介護予防サービス計画給付費	26,860	0.3	24,989	0.3	▲1,871	▲7.0
08	繰入金		1,538,035	16.9	1,333,717	15.6	▲204,318	▲13.3			08 特例介護予防サービス計画給付費	10	0.0	10	0.0	0	0.0
	01	一般会計繰入金	1,375,260	15.0	1,299,035	15.2	▲76,225	▲5.5		03	その他諸費	5,484	0.1	5,212	0.1	▲272	▲5.0
		01 介護給付費繰入金	1,066,353	11.7	996,406	11.6	▲69,947	▲6.6			01 審査支払手数料	5,484	0.1	5,212	0.1	▲272	▲5.0
		02 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	23,840	0.3	24,035	0.3	195	0.8		04	高額介護サービス等費	168,052	1.8	169,671	2.0	1,619	1.0
		03 地域支援事業繰入金(包括の支援・任意事業)	39,949	0.4	43,275	0.5	3,326	8.3			01 高額介護サービス費	168,042	1.8	169,661	2.0	1,619	1.0
		04 職員給与と費繰入金	77,029	0.8	78,178	0.9	1,149	1.5			02 高額介護予防サービス費	10	0.0	10	0.0	0	0.0
		05 事務費繰入金	64,587	0.7	74,687	0.9	10,100	15.6		05	高額医療合算介護サービス等費	19,539	0.2	18,191	0.2	▲1,348	▲6.9
		06 介護認定審査会共同事務費繰入金	17,922	0.2	17,822	0.2	▲100	▲0.6			01 高額医療合算介護サービス費	19,529	0.2	18,181	0.2	▲1,348	▲6.9
		07 低所得者保険料軽減繰入金	85,580	0.9	64,632	0.8	▲20,948	▲24.5			02 高額医療合算介護予防サービス費	10	0.0	10	0.0	0	0.0
	02	基金繰入金	162,775	1.9	34,682	0.4	▲128,093	▲78.7		07	特定入所者介護サービス等費	261,737	2.9	278,633	3.2	16,896	6.5
		1 介護給付費準備基金繰入金	162,775	1.8	34,682	0.4	▲128,093	▲78.7			01 特定入所者介護サービス費	261,313	2.9	278,373	3.2	17,060	6.5
09	繰越金		6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0			02 特例特定入所者介護サービス費	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	01	繰越金	6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0			03 特定入所者介護予防サービス費	314	0.0	150	0.0	▲164	▲52.2
		01 繰越金	6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0			04 特例特定入所者介護予防サービス費	10	0.0	10	0.0	0	0.0
10	諸収入		682	0.0	20,260	0.0	19,578	2,870.7	03	財政安定化基金拠出金		1	0.0	1	0.0	0	0.0
	01	延滞金加算金及び過料	600	0.0	600	0.0	0	0.0		01	財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
		01 第1号被保険者延滞金	600	0.0	600	0.0	0	0.0			01 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	02	雑入	82	0.0	19,660	0.2	19,578	23,875.6	04	地域支援事業費		398,401	4.3	417,238	4.9	18,837	4.7
		01 第三者納付金	1	0.0	1	0.0	0	0.0		01	介護予防・生活支援サービス事業費	178,038	2.0	178,741	2.1	703	0.4
		02 返納金	1	0.0	17,715	0.2	17,714	1,771,400.0									

歳 入

(単位:千円、%)

年 度 款	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		比 較	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
1 保 險 料	1,832,705	21.4	1,826,535	20.1	6,170	0.3
2 分 担 金 及 び 負 担 金	1,694	0.0	1,495	0.0	199	13.3
3 使 用 料 及 び 手 数 料	170	0.0	200	0.0	△ 30	△ 15.0
4 国 庫 支 出 金	1,935,270	22.6	2,055,801	22.5	△ 120,531	△ 5.9
5 支 払 基 金 交 付 金	2,204,155	25.7	2,354,818	25.9	△ 150,663	△ 6.4
6 県 支 出 金	1,243,458	14.5	1,319,412	14.5	△ 75,954	△ 5.8
7 財 産 収 入	11	0.0	9	0.0	2	22.2
8 繰 入 金	1,333,717	15.5	1,538,035	16.9	△ 204,318	△ 13.3
9 繰 越 金	6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0
10 諸 収 入	20,260	0.2	682	0.0	19,578	2,870.7
歳 入 合 計	8,577,440	100.0	9,102,987	100.0	△ 525,547	△ 5.8

保険給付費(歳出2款)の減少により、国庫支出金が1億2,053万1千円の減、支払基金交付金が1億5,066万3千円の減、県支出金が7,595万4千円の減となっています。
 その他、県の運営指導により、事業所から介護給付費の返還が生じるため、諸収入が1,957万8千円増となっているものの、歳入全体では5.8%(5億2,554万7千円)の減となっています。

歳 出

(単位:千円、%)

年 度 款	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		比 較	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
1 総 務 費	174,932	2.0	161,554	1.8	13,378	8.3
2 保 險 給 付 費	7,971,216	92.9	8,530,799	93.7	△ 559,583	△ 6.6
3 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 地 域 支 援 事 業 費	417,238	5.0	398,401	4.4	18,837	4.7
5 基 金 積 立 金	427	0.0	9	0.0	418	4,644.4
6 諸 支 出 金	3,626	0.0	2,223	0.0	1,403	63.1
7 予 備 費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	8,577,440	100.0	9,102,987	100.0	△ 525,547	△ 5.8

保険給付費については、要介護・要支援認定者数(見込)の減少より5億5,958万3千円の減、地域支援事業費は介護報酬改定の影響により介護予防・生活支援サービス事業給付費が増加し、1,883万7千円の増となっています。
 その他、総務費が新規事業の介護人材奨学金等返還支援事業補助金や令和6年4月の法改正による介護保険システム改修委託料の増加などに伴い1,337万8千円の増となっているものの、歳出全体では5.8%(5億2,554万7千円)の減となっています。

所管課	健康福祉部 長寿福祉課
-----	-------------

予算科目	1-5-1-1 介護人材奨学金等返還支援事業 (介護特会) (介護人材確保育成事業費)							
総合計画	戦略	1. 定住人口戦略		基本方針	(3) 健やかに暮らせる医療福祉の充実			
	施策	② 高齢者福祉の充実						
事業期間	令和 6	～	10 年度	5 年間	新・継・拡	新規	継続費・債務負担	-

(前年度事業費)		財 源 内 訳				
事業費		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
予算額	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	2,408	0	0	0	2,408	0

※上記の事業費は、介護人材奨学金等返還支援事業に係る経費の合計であるので、介護人材確保育成事業費の予算額とは一致しません。

主要な施策(事務事業)の概要	
1. 事業の背景・目的 生産年齢人口の減少や「介護」に対するネガティブイメージから、介護人材の確保が難しい状況となっています。不足する介護人材を確保するため、市内の介護サービス事業所で働く魅力を感じてもらい、就職先として選んでもらう必要があります。 令和6年4月以降、新たに市内介護サービス事業所へ常勤職員として就職する方に対し、就学時に借り入れた奨学金返還額の一部を補助することで、人材の確保と定着を図ります。 2. 事業の内容 【対象者】次の要件をすべて満たす方 ① 大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程を卒業した方 ② 令和6年4月以降、新たに市内介護サービス事業所で常勤職員として継続して雇用される方で、翌年度以降も継続して勤務する意思がある方 ③ 対象となる奨学金等の返還を既に行っている方又はこれから返還を予定している方 ④ 奨学金返還について、他の補助金等の交付を受けていない方 ※ 市外に住所があっても対象。在学していた大学等の学部は福祉系でなくても対象。 ※ 人材紹介会社からの採用者は除きます。 【補助金の額】 月2万円、年24万円が上限、補助率 10分の10(実際に返還している金額) 【補助金の交付】 補助金は奨学金返還の実績に応じて、後払いで年3回交付(4か月分ずつ交付)できるものとします。 ※申請者の希望によっては、年1回交付も可 【補助対象期間】 次のうち、いずれか短い期間とし、市内介護サービス事業所に勤務している間、補助します。 ・補助対象者が奨学金を完済した月まで ・本事業を申請した日の属する年度の当初月から10年間 3. 事業費 ・介護人材奨学金等返還支援事業補助金 2,400千円(2万円×12月×10人) ・通信運搬費 8千円 4. 特定財源 ・一般会計繰入金 2,408千円	

所管課	健康福祉部 長寿福祉課
-----	-------------

予算科目	4-3-1-1 地域包括支援センター業務委託 (介護特会) (包括的・継続的ケアマネジメント支援事業)							
総合計画	戦略	2. 活動人口戦略		基本方針	(2) つながり、支え合う地域社会の実現			
	施策	① 地域福祉の推進						
事業期間	令和 6	～	8 年度	3 年間	新・継・拡	拡充	継続費・債務負担	-

(単位:千円)

(前年度事業費)		財 源 内 訳				
事業費		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
予算額	(104,000)	(52,154)	(20,069)	(0)	(20,069)	(11,708)
	124,512	56,424	23,969	0	23,969	20,150

主要な施策(事務事業)の概要

1. 事業の背景・目的

地域包括支援センターは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、地域にある様々な資源(保健・医療・福祉)などを活用し、多面的な支援を行うことを目的とし、市内4か所に設置している。市民から寄せられる様々な相談を受け止め、サービス調整までの機能をワンストップで発揮できるよう、人員体制の整備や配置の適正化を進めています。

2. 事業の内容

包括的支援事業	業務内容
(1)第1号介護予防支援事業	要支援者、事業対象者の総合事業利用に関する業務
(2)総合相談支援業務	介護や健康・福祉・医療など生活全般の相談対応
(3)権利擁護業務	虐待や成年後見等の権利侵害への対応
(4)包括的継続的ケアマネジメント業務	地域のケアマネジャーの支援やネットワーク構築支援
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	地域のニーズや社会資源の把握
地域ケア会議の実施	地域課題の検討

委託部分

指定介護予防支援事業

予防給付サービス利用時のケアプラン作成(介護報酬あり)

・R6年度より居宅介護支援事業所が業務を行えることにより、収入が減少する可能性がある。

3. 事業費

・地域包括支援センター業務委託料 124,512千円

(単位:千円)

包括	職員数(人)	R5委託料	R6委託料
おおまがり	6	26,000	29,100
さわたり	6.75	26,000	32,362
吉田	7	26,000	33,950
分水	6	26,000	29,100
合計	26.75	104,000	124,512

職員数に関わらず一律の委託料



職員数等により委託料を増額し体制強化へ

4. 特定財源

・地域支援事業交付金 国:47,937千円、県:23,969千円

・保険者機能強化推進交付金 国:8,487千円

・一般会計繰入金 23,969千円

令和56年度 燕市地域包括支援センター事業実施方針(案)

I. 策定趣旨

この「燕市地域包括支援センター事業実施方針」は、燕市地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営上の基本的考え方や理念、地域包括ケアシステム構築のための方針などを明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

II. 設置目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置する。

III. 設置方法等

1. 市は、日常生活圏域を定め、各日常生活圏域に1か所のセンターを設置する。
2. 市は、国が示すセンターの設置運営に関する基準(※)を遵守し、体制整備などに努め、その運営及びスタッフの資質向上について積極的に関与し、適切な対応を実施する。

※ 「地域包括支援センターの設置運営について」(平成30年5月10日一部改正)

6. 職員の配置等

(1) センターの人員より、センターには保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員(以下「三職種」という。)またはそれに準ずる者を置くこととされている。準ずる者も将来的には三職種の配置を行う。

(3) 指定介護予防支援事業者の配置基準より、保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員(担当職員)を1名以上配置する。担当職員は①保健師②介護支援専門員③社会福祉士④経験のある看護師⑤高齢者の相談業務に3年以上従事した社会福祉主事のいずれかの要件を満たすものとする。

3. 燕市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、燕市介護保険運営協議会と兼ねる。また、運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立なセンター運営を確保する。

IV. 運営上の基本的考え方や理念

1. 公益性の視点

- (1) センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを充分理解し、不当に特定の事業所に偏らない等適切な事業運営を行う。

2. 地域性の視点

- (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) センターは、地域ケア会議等を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3. 協働性の視点

- (1) センターは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務は保健師、総合相談支援業務及び権利擁護業務は社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は主任介護支援専門員が専門性を有する。

また、これらの専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有して、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として取り組む。

- (2) センターの職員は、地域での各種サービス、保健・医療・福祉の専門職、専門機関相互の連携、ボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域における様々な社会資源の有効活用を図り、ネットワークを構築する。

V. 事業実施方針

1. 燕市の地域包括ケアシステムの構築方針

センターは、地域ケア会議の開催により、地域包括ケアシステム構築を推進する。また、高齢者支援にかかわる関係者の地域ケア会議への参加を促進し、連携を強化し、ネットワークを構築する。特に生活支援コーディネーターとの連携で、地域の多様な担い手が参画する支え合い体制づくりを推進する。

2. 地域ごとのニーズに応じて重点的におこなうべき業務の実施方針

センターは、地域ケア会議から見えてくる地域課題だけでなく、日常生活圏域ニーズ調査の結果や、普段の活動で聞く住民の声をもとに、住民ニーズに即した業務を企画立案する。

(※Ⅶ. 1. (1)事業計画等の作成 参照)

3. 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク(地域社会との連携および専門職との連携)構築方針

センターは、自治会・まちづくり協議会・民生委員・社会福祉協議会(CSW)・保健センター等関係機関との連携強化のため、多職種参加の地域ケア会議を開催する。

(※Ⅶ. 6. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 参照)

4. 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)等の実施方針

指定介護サービス事業所の活用に加え、その人の住む地域の資源の活用を推進する。

5. 介護支援専門員のケアマネジメント支援・指導の実施方針

センターは、日常的個別指導・相談(特に介護支援専門員1名で運営している事業所への声掛け)や困難事例への助言・指導を行う。また、事例検討会では、介護支援専門員の実践力向上や介護支援専門員同士のネットワークづくりを目指す。

(※Ⅶ. 5. (2)介護支援専門員に対する支援 参照)

6. 地域ケア会議の運営方針

地域ケア会議の5つの機能（個別課題解決・ネットワーク構築・地域課題発見・地域づくり資源開発・政策形成）を発揮し、その機能を連動させることで地域包括ケアシステム構築を~~していき~~目指す。その点を意識して、会議の準備・実施・評価を繰り返し効果的な会議運営を行う。

7. 市とセンターの連携方針

市は、センターと連携強化のための各部会を定期開催し、包括的支援業務を適切に実施できるようサポートする。

8. 公正・中立性確保のための方針

センターが作成する介護予防サービス計画の公正・中立を確保するために、運営協議会において検討する。

VI. 業務内容

センターは、次の業務に加え、業務に付帯して発布される政省令等により追加される業務を実施する。

1. 包括的支援事業 地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第1項第1号から第2項第3号。以下「法」という。）

- (1) 第1号介護予防支援事業
- (2) 総合相談支援業務
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）

3. 地域ケア会議の実施（法第115条の48第1項）

4. 指定介護予防支援事業（指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年厚生労働省令第37号）第29条～31条）

5. その他業務

1～4の業務を行うために必要な業務等及び地域支援事業の一般介護予防事業や任意事業、厚生労働省が定める事項。

VII. 業務推進の方針

1. 共通事項

(1) 事業計画等の策定

センターは、当方針及び燕市高齢者保健福祉計画・第89期介護保険事業計画に基づき、地域の実情に応じて必要となる重点目標を定めた事業計画及び予算計画を毎年度作成し、運営協議会に報告する。

(2) 事業実績・決算の報告及び評価

センターは、事業実績(9月末時点・年度末時点)及び決算書を作成し、評価するとともに、運営協議会に報告する。

(3) 職員の姿勢及び資質向上

センター職員は、センターの業務が地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境地域で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。また、業務遂行のために常に自己研鑽を行い必要な研修や会議等に積極的に参加しなければならない。

(4) 地域との連携

センターは、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者などの意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、市及び他のセンターと協働しながら解決に向け積極的に取り組む。

(5) 個人情報の管理・保護

①センター職員は、守秘義務を厳守し、個人情報を適正に管理することで個人情報の保護を徹底する。

②担当する高齢者等に関する必要書類は、職員以外が閲覧できないよう書類保管庫に施錠して管理し、持ち出しや返却がわかる管理簿(書面やデータ)を整備する。

③個人情報漏えいや紛失等の事案が発生した場合は、市への速やかな報告と再発防止策の徹底を図る。

④センターは、個人情報保護に関する責任者(常勤職員)をおき、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な管理を行う。

⑤各センターは、個人情報管理・保護に関するマニュアルを作成し、職員間で共有する。

⑥相談記録等は、担当終了後5年間は保存する。(個人情報の含まれない文書は3年間保存する。)

(6) 広報活動

市及びセンターは、センター業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や関係機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

(7) 苦情対応

市及び各センターに、センター(指定介護予防支援事業所)に対する苦情対応窓口を設置する。センターは、苦情を受けた場合には速やかに市担当者に報告し、相談記録など求められた場合は関係書類を提出する。

(8) 窓口機能の強化等

センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性等を考慮し、担当圏域外の高齢者や高齢者以外の相談を受けた場合についても適切に対応し、継続支援が必要な場合には、担当圏域外のセンターや市等の関係機関につなぐなど、常に各センター及び市と充分に協力・連携して業務を実施する。

また、センターは業務時間以外でも緊急の相談に対応できる体制や、相談者のプライバシーが確保される環境(相談室)等を整備する。

(9) 災害時の対応・災害に備えた平時の対応

センターは、業務において継続支援を実施している家庭について、災害時、状況に応じて安否確認等、必要な支援の提供等を行う。また、平素から避難行動要支援者名簿をもとに、地域の関係者と避難行動要支援者についての情報共有を行う。

2. 介護予防ケアマネジメント業務、指定介護予防支援業務(委託外業務)

介護予防ケアマネジメント業務(介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント)は、要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス(第1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)、その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)等、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

指定介護予防支援業務は、要支援者に対して自立を支援する介護予防サービスを提供するため、介護予防サービス計画書を作成し、関係事業者等との連絡調整を行う。

なお、指定居宅介護支援事業所に再委託する場合は、公平性・中立性の高い事業所選定に努め、業務に必要な助言・支援を行い、適正な業務が行われるよう努める。

3. 総合相談支援業務

(1) 業務の目的

センターの総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

(2) 実態把握

センターは、様々な手段により地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。

また、独居や認知症の高齢者が増加する中、健康状態不明者や緊急連絡先が把握されていない高齢者を**中心優先的に**実態把握を行う。**訪問の結果、受診や検診未受診者を発見した場合は、健康状態を確認し、必要な医療または検診につながるよう支援する。**

(3) 総合相談業務

センターは、地域において安心して相談できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できるネットワーク体制を整備する。

4. 権利擁護業務

(1) 業務の目的

センターの権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。

(2) 成年後見制度の活用

センターは、認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や、金銭的管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の説明や申立てにあたって関係機関の紹介などを行い、成年後見制度の活用を図る。

また、申し立てを行える親族が**い**ない場合等で、成年後見制度を市長が申し立てる

必要があると認める場合には、速やかに市に報告し、市長申し立てにつなげる。

(3) 老人福祉施設等への措置

センターは、判断能力等が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市と連携して支援を行う。

(4) 虐待が疑われる事例についての相談

センターは、虐待が疑われる事例についての相談を受けた場合、速やかに実態の把握に努め、市に報告して対応を検討し支援する。

(5) 困難事例への対応

センターは、困難事例(重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等)を把握した場合は、実態把握のうえ、各専門職が連携して対応策を検討し、適切に対応を行う。また、必要に応じて個別地域ケア会議を開催する。

(6) 消費者被害防止

センターは、地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関と連携し支援を行う。

(7) 認知症に関する知識の普及・啓発

認知症高齢者はその権利の侵害を受けやすいため、センターは認知症に関する正しい理解を促進し、認知症になっても安心して暮らせる地域を実現するために、認知症に関する知識の普及・啓発活動に積極的に取り組む。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) 業務の目的

センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等により、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。

(2) 介護支援専門員に対する支援

① 日常的個別指導・相談

センターは、介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。

②支援困難事例等への指導・助言

センターは、地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方法を検討し、必要に応じて市と連携を図りながら介護支援専門員に対する指導助言等を行う。

③個別地域ケア会議や情報交換会の実施と介護支援専門員のネットワーク構築

センターは、介護支援専門員との個別地域ケア会議、情報交換会を実施し、介護支援専門員同士のネットワーク構築と、ケアプラン点検等の支援を行い、圏域の介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上に取り組む。

6. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

(1) 地域のニーズや社会資源の把握

センターは、介護支援専門員や介護保険事業所、医療機関、専門相談機関等、連携可能な保健・医療・福祉関係機関の把握、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源の把握に努める。

また、地域に必要な社会資源がない場合、市と協働して介護予防事業、任意事業等を活用するなどして、その創設や開発に取り組む。

(2) 多職種協働による地域ケア会議の活用促進

センターは、地域における包括的・継続的なケアを実施するため、把握した様々な地域の力(多職種)との連携を構築するため地域ケア会議を開催する。

また、センターは地域ケア会議の開催で、多職種のつながりを強化し、地域のニーズ発見や支援の客観性・専門性を高め、地域包括ケアの実現を目指す。

(3) 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の実施主体と緊密に連携し事業の推進に努める。

7. 地域ケア会議の実施

支援が困難なケースや自立支援・重度化防止等のケースの個別地域ケア会議を開催し、個別の支援の充実を図るとともに、地域の課題を抽出する。

個別地域ケア会議や日頃の業務などから発見した地域課題を地域の関係者と共有・協議する地域ケア会議を開催する。会議の計画書並びに報告書を作成し、計画から評価まで一体的に実施することでPDCAサイクルを意識した会議運営と機能強化を図る。必要に応じて、市の地域ケア推進会議や一層・二層の支え合い活動推進会議に課題を提出し、地域づくりや資源の開発に取り組む。

令和56年度の重点的な取り組み

センターは、燕市高齢者保健福祉計画・第89期介護保険事業計画に基づき、地域全体で支えるサービス基盤整備や相互に支援するネットワークシステムづくりに向けて、次にあげることを重点的に取り組む。

- (1)PDCAサイクルを意識し、業務評価による適切な運営や業務の実施に向けた取り組みを実施する。
- (2)センターは高齢者の総合相談窓口であるとともに、介護離職防止に関する相談対応を行っていることについても住民への周知を図る。
- (3)困難事例に対して積極的に個別地域ケア会議を開催し、事例の問題解決を図る。また、検討された個別事例を集積し分析することで地域課題の抽出を行い、地域ケア会議で検討を行う。
- (4)包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備に向けた具体的な取り組みを行う。特に関係機関との連携体制構築支援、介護支援専門員等の実践力向上支援を計画的に実行する。
- (5)成年後見制度の新たな担い手となる市民後見人が受任できる可能性のあるケースを発見した場合、成年後見制度利用促進中核機関に情報提供を行い、市民後見人が活動できる地域づくりに寄与する。
- (6)介護支援専門員は、介護予防のための個別地域ケア会議に参加する。その後、助言を受けた事例提供者等と共にケアプランの内容や今後の支援について協議を行う。これにより、介護予防ケアマネジメントスキルの向上を目指し地域課題の抽出にもつなげる。
- (7)認知症の人の意向を尊重し、その思いを実現するために関係機関と連携し、チームオレンジの取り組みを推進する。個別支援を中心的に担うと共に拠点整備に向けた活動も行う。
- (8)介護予防支援の指定を受ける居宅介護支援事業所が、適切かつ公正な事業運営や自立支援に資するケアプランの作成ができるよう支援を行う。

地域包括支援センター事業 計画、評価に関するスケジュール(案)

年度	R6年度																																			
月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
介護保険運営協議会 (地域包括支援センター 運営協議会)													■8/22																				■2月上旬			

R5事業報告/R6事業計画・予算計画

書面	資料送付																																			
	内容確認																																			
	集計																																			

中間評価・・・9月末時点での評価

書面	資料送付																																			
	内容確認																																			
	集計																																			

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化・・・全国統一基準での評価をレーダーチャートで示したもの

会議	報告																																				
----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

R7地域包括支援センター事業方針案

会議	報告																																				
----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

PDCAサイクルを取り入れた事業評価として、地域包括支援センター事業の報告を行います。

■会議で報告

2月：地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化結果、R7地域包括支援センター事業方針案

■書面で報告

6月：令和5年度事業報告、令和6年度包括事業計画及び予算計画

11月：令和6年度中間評価

・資料の中で意見や質問があれば書面を事務局へご提出ください。

燕市介護保険条例の一部改正について

燕市介護保険条例（平成 18 年燕市条例第 129 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市介護保険条例の一部を改正する条例

燕市介護保険条例(平成18年燕市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「37,800円」を「19,700円」に改め、同項第2号中「56,700円」を「35,500円」に改め、同項第3号中「56,700円」を「51,400円」に改め、同項に次の4号を加える。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,100円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 143,600円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 151,200円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 158,800円

第6条第2項から第4項までの規定中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。

第6条に次の3項を加える。

6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の燕市介護保険条例第6条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

燕市介護保険条例の一部改正について

1. 改正の理由

国は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第 1 号被保険者間での所得再配分機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図る方針を示しました。

市では、この国の方針を受け、第 9 期介護保険事業計画の計画期間（令和 6～8 年度）の介護保険事業費を算定した上で、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料について介護保険運営協議会で協議しました。

以上のことを踏まえ、介護保険法等の改正への対応及び介護保険料の設定を行うため、必要な条例改正を行うものです。

2. 改正の概要

65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料については、低所得者の保険料上昇を抑制するため、所得段階を 9 段階から 13 段階へ多段階化するとともに、第 1 段階から第 3 段階は、負担軽減を図り、第 9 段階から第 13 段階は、負担能力に応じた保険料とするものです。

所得 段階	第 8 期（現行）		第 9 期	
	対象者	年間保険料 (円)	対象者	年間保険料 (円)
第 1 段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老 齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ 本人の「課税年金収入額」及び 「合計所得金額」の合計額が 80 万円以下	22,700	第 8 期と同じ	19,700
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税かつ本 人の「課税年金収入額」及び「合 計所得金額」の合計額が 80 万円 超 120 万円以下	37,800	第 8 期と同じ	35,500
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税かつ本 人の「課税年金収入額」及び「合 計所得金額」の合計額が 120 万 円超	52,900	第 8 期と同じ	51,400
第 4 段階から第 8 段階は変更なし				
第 9 段階	本人が市民税課税かつ本人の合 計所得金額 320 万円以上	128,500	本人が市民税課税かつ本人の 合計所得金額 320 万円以上 420 万円未満	128,500
第 10 段階			本人が市民税課税かつ本人の 合計所得金額 420 万円以上 520 万円未満	136,100
第 11 段階			本人が市民税課税かつ本人の 合計所得金額 520 万円以上 620 万円未満	143,600
第 12 段階			本人が市民税課税かつ本人の 合計所得金額 620 万円以上 720 万円未満	151,200
第 13 段階			本人が市民税課税かつ本人の 合計所得金額 720 万円以上	158,800

3. 改正による影響見込額

所得段階	年間保険料 の増減額 (円) ※1	令和 6 年度 被保険者見込数 (人) ※2	影響見込額 (円)
第 1 段階	△3, 000	2, 595	△7, 785, 000
第 2 段階	△2, 300	1, 952	△4, 489, 600
第 3 段階	△1, 500	1, 997	△2, 995, 500
第 1～3 段階小計		6, 544	△15, 270, 100
第 10 段階	7, 600	255	1, 938, 000
第 11 段階	15, 100	160	2, 416, 000
第 12 段階	22, 700	94	2, 133, 800
第 13 段階	30, 300	442	13, 392, 600
第 10～13 段階小計		951	19, 880, 400
保険料影響額合計			4, 610, 300

※1 第 10 段階から第 13 段階の年間保険料の増減額は、第 9 段階の年間保険料（128, 500 円）との差額です。

※2 厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムによる推計値です。

4. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

第 9 期(令和 6 年度～8 年度)介護保険料について適用

燕市介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第5条 (略) (保険料率) 第6条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>19,700円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>35,500円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>51,400円</u> (4)～(9) (略) <u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,100円</u> <u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 143,600円</u> <u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 151,200円</u> <u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 158,800円</u> 2 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第143条の規定により、120万円とする。 3 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく省令第143条の2の規定により、210万円とする。 4 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38	第1条～第5条 (略) (保険料率) 第6条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>37,800円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>56,700円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>56,700円</u> (4)～(9) (略) (加える。) (加える。) (加える。) (加える。) 2 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第143条の規定により、120万円とする。 3 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく省令第143条の2の規定により、210万円とする。 4 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38

条第8項の規定に基づく省令第143条の3の規定により、320万円とする。 5 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。</u> 6 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。</u> 7 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。</u> 8 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。</u> 第7条～第24条　（略） 附 則 （施行期日） 1 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u> （適用区分） 2 <u>この条例による改正後の燕市介護保険条例第6条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u>	条第8項の規定に基づく省令第143条の3の規定により、320万円とする。 5 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>令第38条第1項第1号に掲げる者</u> 22,700円 (2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者</u> 37,800円 (3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者</u> 52,900円 （加える。） （加える。） （加える。） 第7条～第24条　（略）
--	--

(6) その他

① 施設整備関係

・事業休止期間の延長

○生活トレーニングデイサービス なごみの歩

地域密着型通所介護

通所型サービス（独自）

休止予定期間 令和3年1月25日～令和6年6月30日

② 居宅介護支援事業所関係

○社会福祉法人燕市社会福祉協議会介護サービス室

令和5年12月31日に廃止となりました。

③ 燕市介護サービス事業所物価高騰対応支援事業

- ・光熱水費等の物価高騰の影響を大きく受けている介護サービス事業所を支援するため、支援金を支給しています。

(詳細は3～4ページの資料を参照)

④ 保険者機能強化推進交付金および介護保険保険者努力支援交付金について

(※令和6年度分は交付見込み額)

保険者機能強化推進交付金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付金額	17,222,000 円	16,686,000 円	12,013,000 円	8,487,000 円
得点/総点数	1,205 点/1,590 点	1,033 点/1,375 点	1,003 点/1,355 点	294 点/400 点
得点率	75.8%	75.1%	74.0%	73.5%
県内順位	2 位	3 位	4 位	1 位

介護保険保険者努力支援交付金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付金額	17,513,000 円	17,194,000 円	15,091,000 円	16,638,000 円
得点/総点数	622 点/885 点	475 点/730 点	520 点/830 点	292 点/400 点
得点率	70.3%	65.1%	62.7%	73.0%
県内順位	4 位	6 位	7 位	2 位

⑤ 介護の担い手研修

- ・ 2月15日(木)・16日(金)に燕市役所会議室101・102で、介護の担い手研修を開催します。
(詳細は5～6ページの資料を参照)

⑦ 令和5年度権利擁護普及・啓発セミナー

- ・ 2月23日(金・祝)に燕市中央公民館3階中ホールで、縁デイングノートプランニング協会代表理事・笑顔相続コンサルティング株式会社代表取締役 一橋香織氏を講師に、令和5年度権利擁護普及・啓発セミナー「相続対策はなぜ必要?～笑顔相続と争族の分岐点～」を開催します。
(詳細は7ページの資料を参照)

制度の概要（燕市介護サービス事業所物価高騰対応支援金）

物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所等に対し、施設・サービス種別に応じた定額の支援金を支給することで経済的負担を軽減し、サービスの質の確保及び業務継続を支援します。

支給対象者

令和5年12月1日現在、燕市内に住所を有する介護サービス事業所等を運営する法人。

ただし、市内でサービスを提供する者であって、特に市長が必要と認める者については、この限りではありません。

上記に関わらず、次に掲げる者は支給対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者
- (2) 燕市暴力団排除条例に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) その他市長が不適等と認める者
- (5) 申請日時点で休止届又は廃止届を提出している施設及びサービス

支援金額

別表（第4条関係）を確認してください。

※法人において複数の施設・サービス種別を運営している場合は、合算して支給します。

※支援金の支給は、1法人につき1回です。

支給申請に必要な書類

- ①様式第1号「令和5年度燕市介護サービス事業所物価高騰対応支援金支給申請書兼請求書」
- ②様式第1号別紙「対象施設・事業所内訳書」
- ③振込先金融機関の通帳の写し
- ④市税の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書

申請期限

令和6年2月29日 木曜日

<問い合わせ>

健康福祉部長寿福祉課
介護保険係（担当：込山）

Tel：0256-77-8177（係直通）

Mail: choju@city.tsubame.lg.jp

別表(第4条関係)

施設又はサービス種別	支援金の額(円)
(1) 訪問介護	200,000
(2) 訪問入浴介護	
(3) 訪問看護	
(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
(5) 通所介護	
(6) 通所リハビリテーション	
(7) 地域密着型通所介護	
(8) 認知症対応型通所介護	
(9) 小規模多機能型居宅介護	
(10)① 短期入所生活介護(単独型、併設型)	300,000
(10)② 短期入所生活介護(空床利用型)	100,000
(11) 短期入所療養介護	
(12) 介護老人福祉施設	1,200,000
(13) 介護老人保健施設	
(14) 認知症対応型共同生活介護	300,000
(15) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	450,000
(16) 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売	80,000
(17) 居宅介護支援	
(18) 介護予防支援	
(19) 配食サービス	
(20) 有料老人ホーム	300,000

※上記、別表には介護予防・日常生活支援総合事業における指定を受けたものも含む

燕市

介護の担い手研修

この研修は…

生活支援型訪問サービス（サービス A）従事者や地域ボランティア等が、要支援者等に適切なサービスの提供ができるよう、必要な知識や技術を習得することを目的としています。

- ❀対象❀ ＊高齢者や介護等に関する知識を得たい方
＊地域のお茶の間等での活動に活かしたい方



❀日時・会場・内容❀（変更となる場合あり）

R6 2/15（木）	燕市役所 1 階	午前 9:30～午後 3:30
2/16（金）	会議室 101・102	午前 10:00～午後 3:30

❀申込期限❀ 2月9日（金）まで

❀参加費❀ 無 料

❀その他❀ 2日間の研修受講で、訪問サービス A 事業所で従事する資格が得られます。

❀お申込み・お問い合わせ❀

研修内容の問い合わせ

燕市長寿福祉課地域支援相談チーム

TEL：0256-77-8157

FAX：0256-77-8138



令和5年度燕市介護の担い手研修 日程表

2月15日～16日

	講義内容	時間	講師
1日目 燕市役所	開講前のお知らせ	9：30～9：35	長寿福祉課職員
	介護保険制度と総合事業の概要	9：35～9：50	長寿福祉課職員
	参加者自己紹介	9：50～10：05	長寿福祉課職員
	住民主体の活動について	10：10～11：00	社協SC ほか
	高齢者の特徴と接し方	11：10～12：10	地域包括支援センター職員
	ケアプランに基づいた自立を促す援助	13：10～14：00	地域包括支援センター職員
	認知症の理解 (認知症サポーター養成講座)	14：10～15：30	認知症地域支援推進員
2日目 燕市役所	サービス提供者としての基本的態度	10：00～10：50	社協ヘルパー
	生活支援や基本的な介護技術の習得	11：00～11：50	社協ヘルパー
	緊急時の対応	12：50～13：50	消防署
	介護予防の軽体操とレクリエーション ※動きやすい服装とタオル、水分（水・お茶など）をご用意ください	14：00～15：10	健康運動指導士
	修了証授与、アンケート記入	15：10～15：30	長寿福祉課職員

講座申込み書

●下記申込みにご記入の上、FAXまたは、電話で燕市役所長寿福祉課地域支援相談チームまでお申込みください。お申込みの方にはお電話でご連絡いたします。

FAX0256－77－8138

ふりがな 氏 名			
年齢	歳	性別	男・女
住所			
電話 (日中連絡可能な番号)		FAX	

相続対策はなぜ必要？

～笑顔相続と争族の分岐点～

相続対策は、なぜ必要なのか？

相続と争族の分岐点や、その対策について、今からできることが学べます。

燕市にお住まいの方やお勤めの方、ボランティアや市民活動等に参加されている方なら、どなたでもご参加いただけます。

日 時 令和6年 2月23日(金・祝)

13:30～15:00

講 師

縁ディングノートプランニング協会 代表理事
笑顔相続コンサルティング株式会社 代表取締役

ひとつばし か お り
一橋 香織 氏

笑顔相続コンサルティング株式会社代表取締役

笑顔相続サロン®本部代表

一般社団法人縁ディングノートプランニング協会代表理事

一般社団法人アクセス相続センター理事

一般社団法人終活カウンセラー協会顧問

【資格】上級相続診断士・終活カウンセラー1級

FP技能士2級・AFP・社会整理士

【経歴】外資系金融機関を経て、ファイナンシャルプランナーに転身

2007年から16年で5,000件以上の相続相談実績



会 場 燕市中央公民館 3階中ホール (燕市水道町1-3-28)

定 員 70名 ※定員になり次第締め切り

参加費 無 料

申込方法 電話かE-mail、Google フォームにて申し込み



Google フォーム
二次元コード

【申し込み・問い合わせ】

燕市社会福祉協議会 福祉後見・権利擁護センター(燕市成年後見制度利用促進中核機関)

〒959-0231 燕市吉田日之出町1番1号 TEL: 0256-78-7020 / FAX: 0256-78-7088

E-mail: tbm-kenri@tbm-swc.jp / ホームページ: <https://tbm-swc.jp/>

主催：社会福祉法人₇燕市社会福祉協議会

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を
改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を
改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定す
るものとする。

令和 6 年 3 月 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年燕市条例第14号)を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号」を「基準省令第3条の40第2項各号」に改め、同条各号を削る。

(燕市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 燕市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年燕市条例第15号)を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号」を「予防基準省令第40条第2項各号」に改め、同条各号を削る。

(燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例(平成27年燕市条例第8号)を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)」を
「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条) に改める。
第6章 雑則(第35条) 」

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事

業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 5 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。))」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第 1 項に規定する管理者とすることができる。

- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第 6 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「(法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。))」を削り、同条第 3 項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。))」を加える。

第 9 条中「(法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。))」を削る。

第 12 条に次に 2 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号」を「第140条の66第1号ロ(2)」に改め、同条第3号中「(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)」を削り、同条第4号中「規定」の次に「(第32条第29号の規定を除く。)」を加える。

第15条第2項中「(法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。)」を削る。

第16条中「(法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)」を削る。

第19条中第6号と第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第23条中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。))」を加え、同条に次の2項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第27条第3項中「、又は」を「又は」に改め、同条第5項中「位置付けた」の次に「法第53条第1項に規定する」を、「指定介護予防サービス又は」の次に「法第54条の2第1項に規定する」を加え、「(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)」を削る。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条中「指定介護予防支援事業所」を「事業所」に改める。

第30条第2項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ

を得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第6号中「できるよう」を「できるように」に改め、同条第13号中「介護予防訪問介護計画等」を「介護予防訪問看護計画書等」に改め、同条第15号中「当該介護予防サービス計画」を「当該計画」に改め、同条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、「指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項」を「指定介護予防サービス等基準第117条第1項」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条第21号中「(法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)」及び「(同条第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)」を削り、「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同条第23号中「(法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)」及び「(同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)」を削り、同条第24号中「(法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)」を削り、「当該介護予防サービス計画」を「当該計画」に改め、同条第25号中「(法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)」を削り、「当該介護予防サービス計画」を「当該計画」に改め、同条第26号中「認定審査会意見(法第73条第2項に規定する認定審査会意見をいう。)又は介護予防サービス(法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスをいう。以下同じ。)」を「法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類」に、「指定に係る介護予防サービス若しくは」を「同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は」に改め、同条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第12条中」を「第12条第1項中」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第32条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援基準条例」という。)第23条第3項(新指定介護予防支援基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を
改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1. 条例制定の趣旨

国では、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、介護サービスに係る基準の改正を行ってきたところです。

今般の令和6年度介護報酬改定に併せて行う介護サービスに係る基準の改正を定めた「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（以下「基準省令」という。）が令和6年1月25日に公布されました。

ついては、基準省令の施行に伴い、市が定めた関係条例の改正を行うため整理条例を制定するものです。

2. 条例の内容

このたび制定する整理条例で、3つの条例（条例名①～③）の一部改正を行います。

■第1条関係

条例名①	燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (以下「地域密着型サービス基準条例」という。)
対象サービス 及び市内事業 所数	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （1事業所） ・ 夜間対応型訪問介護 （該当事業所なし） ・ 地域密着型通所介護 （5事業所） ・ 認知症対応型通所介護 （2事業所） ・ 小規模多機能型居宅介護 （9事業所） ・ 認知症対応型共同生活介護 （13事業所） ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 （該当事業所なし） ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （4事業所） ・ 看護小規模多機能型居宅介護 （該当事業所なし）
改正内容	基準省令において、各サービスの記録の整備の中に「身体的拘束等に係る記録」が追加になりました。そのため地域密着型サービス基準条例を、<u>国と同様の基準に改正します。</u> ※第7条を改正することで準用規定(第19条)により、上記対象サービス全てが適用されます。

■第2条関係

条例名②	燕市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (以下「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)
対象サービス及び市内事業所数	・介護予防認知症対応型通所介護 (2事業所) ・介護予防小規模多機能型居宅介護 (9事業所) ・介護予防認知症対応型共同生活介護 (13事業所)
改正内容	基準省令において、各サービスの記録の整備の中に「身体的拘束等に係る記録」が追加になりました。そのため、地域密着型介護予防サービス基準条例を、<u>国と同様の基準に改正します。</u> ※第6条を改正することで準用規定(第9条)により、上記対象サービス全てが適用されます。

■第3条関係

条例名③	燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例 (以下「介護予防支援基準条例」という。)
対象サービス及び市内事業所数	・介護予防支援 (4事業所)
改正内容	地域包括支援センター設置者が指定介護予防支援事業者の指定を受ける場合と異なり、指定居宅介護支援事業者が指定を受ける場合は、現在の体制のまま指定を受けることができるようにするための改正です。 運営規程、勤務体制、業務継続計画の策定、感染症の予防、掲示、虐待の防止、記録の整備、指定介護予防支援の具体的取扱方針について実施を義務づけるための改正です。 利用者及びその家族等の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができるようにするための改正です。

3. 施行期日

令和6年4月1日

ただし、第3条による改正後の介護予防支援基準条例第23条第3項に規定する重要事項のウェブサイト掲載は、令和7年4月1日

【第1条関係】

燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第6条 （略） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護の記録の整備） 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>基準省令第3条の40第2項各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） 第8条～第20条 （略）	第1条～第6条 （略） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護の記録の整備） 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 <u>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</u> <u>(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> <u>(3) 主治の医師による指示の文書</u> <u>(4) 訪問看護報告書</u> <u>(5) 市への通知に係る記録</u> <u>(6) 苦情の内容等の記録</u> <u>(7) 事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</u> 第8条～第20条 （略）

【第2条関係】

燕市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第5条 （略） （介護予防認知症対応型通所介護の記録の整備） 第6条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>予防基準省令第40条第2項各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） 第7条～第10条 （略）	第1条～第5条 （略） （介護予防認知症対応型通所介護の記録の整備） 第6条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 <u>(1) 介護予防認知症対応型通所介護計画</u> <u>(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> <u>(3) 市への通知に係る記録</u> <u>(4) 苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録</u> 第7条～第10条 （略）

【第3条関係】

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
目次 第1章 総則(第1条―第3条) 第2章 人員に関する基準(第4条・第5条) 第3章 運営に関する基準(第6条―第30条) 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第31条―第33条) 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条) 第6章 雑則(第35条) 附則 第1条～第3条 (略) (従業者の員数) 第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</u> 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u>	目次 第1章 総則(第1条―第3条) 第2章 人員に関する基準(第4条・第5条) 第3章 運営に関する基準(第6条―第30条) 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第31条―第33条) 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条) (加える。) 附則 第1条～第3条 (略) (従業者の員数) 第4条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</u> (加える。)

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ③に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(加える。)

(加える。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計

方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員 (指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。) の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 (略)

第7条・第8条 (略)

(受給資格等の確認)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

第10条・第11条 (略)

(利用料等の受領)

第12条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることがで

画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 (略)

第7条・第8条 (略)

(受給資格等の確認)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定 (法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。) の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

第10条・第11条 (略)

(利用料等の受領)

第12条 (略)

(加える。)

きる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2))に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。
- (2) (略)
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施

(加える。)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。
- (2) (略)
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施

する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定（第32条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第15条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第16条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

第17条・第18条 （略）

（運営規程）

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1）～（5） （略）

（6）虐待の防止のための措置に関する事項

（7） （略）

（勤務体制の確保）

する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第15条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。）に係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第16条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

第17条・第18条 （略）

（運営規程）

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（1）～（5） （略）

（加える。）

（6） （略）

（勤務体制の確保）

第20条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条・第22条 (略)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下

第20条 (略)

2・3 (略)

(加える。)

(加える。)

(加える。)

(加える。)

第21条・第22条 (略)

(加える。)

(加える。)

<u>「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)</u> <u>をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に</u> <u>周知徹底を図ること。</u>	
<u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止の</u> <u>ための指針を整備すること。</u>	(加える。)
<u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及</u> <u>びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u>	(加える。)
(揭示)	(揭示)
第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u> を掲示しなければならない。	第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
<u>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事</u> <u>業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前</u> <u>項の規定による掲示に代えることができる。</u>	(加える。)
<u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけれ</u> <u>ばならない。</u>	(加える。)
第24条～第26条 (略)	第24条～第26条 (略)
(苦情処理)	(苦情処理)
第27条 (略)	第27条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め<u>又は</u>当	3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条 の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、<u>又は</u>当該

該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 (略)

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者又はその家族に対し必要な援助を行わなければならない。

6・7 (略)

第28条 (略)

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 (略)

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者又はその家族に対し必要な援助を行わなければならない。

6・7 (略)

第28条 (略)

(加える。)

(加える。)

(加える。)

(加える。)

(加える。)

(会計の区分)

第29条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ (略)

エ 第32条第15号の規定による評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第17条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第31条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取極方針)

(会計の区分)

第29条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ (略)

エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録

オ (略)

(加える。)

(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第31条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取極方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(5) (略)

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア～エ (略)

(7)～(12) (略)

(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(加える。)

(加える。)

(3)～(5) (略)

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア～エ (略)

(7)～(12) (略)

(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14)・(14)の2 (略)

(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること

2

(14)・(14)の2 (略)

(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(加える。)

エ 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ (略)

(17)～(20) (略)

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第22号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

(21)の2・(22) (略)

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及

(加える。)

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(17)～(20) (略)

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護(法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)、介護予防通所リハビリテーション(同条第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

(21)の2・(22) (略)

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護(法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)又は介護予防短期入所療養介護(同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における

び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与(法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売(法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与(法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売(法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見(法第73条第2項に規定する認定審査会意見をいう。)又は介護予防サービス(法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(27)・(28) (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第33条 (略)

(準用)

第34条 第2条及び第2章から前章(第27条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。))」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画の額」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条)において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ

(27)・(28) (略)

(加える。)

第33条 (略)

(準用)

第34条 第2条及び第2章から前章(第27条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。))」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画の額」と読み替えるものとする。

(加える。)

<u>つては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u> 2 <u>指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</u>	(加える。)
---	---------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援基準条例」という。)第23条第3項(新指定介護予防支援基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。